

中野区教育委員会会議録 平成21年第40回定例会

○開会日 平成21年11月27日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時05分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席理事者（7名）

教育委員会事務局次長	田 辺 裕 子
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 2人

[議決案件]

日程第1 第40号議案 中野区立少年自然の家条例の一部改正手続きについて

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 11 / 20 研究発表会（桃園小学校）について
- ・ 11 / 21 啓明小学校小学校学芸会について
- ・ 11 / 26 中野区立小学校連合音楽会について

(2) 事務局報告事項

- ①中野区地域スポーツクラブ設立基本計画について（生涯学習担当）

中野区 教育委員会
第40回定例会
(平成21年11月27日)

午前10時01分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第40回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

大島委員長

日程第1、第40号議案「中野区立少年自然の家条例の一部改正手続きについて」を上程いたします。

この条例の改正案については前回の定例会で協議し、さまざまな議論がありました。前回の議論や意見を踏まえて議案の説明をお願いいたします。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

それでは、第40号議案につきまして、補足の説明をさせていただきます。

お手元の資料といたしましては、「参考」と書きました条例の一部改正についてということと、それから議案、さらに改正文、そして新旧対照表ということになっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、参考と書きましたことをごらんください。中野区少年自然の家条例の一部改正ということでございます。改正の趣旨といたしましては、そこにございますとおり、①として地方自治法第244号の2第2項に基づきまして、指定管理者に管理させるということを考えております。そのためには、自治法に基づいて指定管理者の指定手続き、あるいは指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲について条例で定めなければならないということがございます。そのために、現行の中野区立少年自然の家条例を改正するというものでございます。

また、指定管理者による運営となるために、条例において従来定めていなかったことにつきましても条例において細目にわたり定める必要があるということで、さまざまな規定を追加させていただいているところでございます。

主な内容といたしましては、前回の教育委員会の協議でもご説明いたしましたが、設置目的、それから使用者の規定、さらに指定管理者に管理を行わせることができる規定、それに伴う指定管理者の業務、あるいは休業日、使用期間、使用時間などを新たに定めさせていただいたところでございます。また、使用承認や利用料金についての規定も新たに設けさせていただいております。

さらには指定管理者の代表者その他の従事者の秘密保持義務ということも新たに加えております。

また、指定管理者が管理するということが基本でございますが、教育委員会が直接管理するという場合も想定して、読み替え規定を規定したというところがございます。

それで、前回の協議の中でいろいろご議論、ご指摘いただいた点も踏まえまして、若干条例案の修正をさせていただきますので、そこにつきましてご説明をさせていただきます。

お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。特に最初の1ページ目ということでございますが、まず、第1条あるいは第3条にもありますが、区民の生涯学習及びスポーツに関する活動を促進するためというふうに規定してございました。その中で、スポーツという文言が新たに入ると、少年自然の家にスポーツ施設を設置するというような疑義が出たりするというようなご指摘もございました。そこで、そういったところも踏まえ、また生涯学習という概念は非常に広い概念でございます、スポーツも含まれるということですので、スポーツというこの文言を削除して、すべて生涯学習に含めるというように形にさせていただきました。

それから、特にご議論いただきましたのは3条の使用者の関係でございます。その中で、例えば3条の(4)、(5)、4号と5号でございますが、そこについてどういう方を想定したのかがわかりにくいとか、あるいはまとめられないかというようなことがございました。

また、第6号のところ、表現が必ずしも適切ではないのではないかというご指摘もいただいたところです。それで、私どもとしても検討させていただき、また条例ですので、法規担当とも相談して、なかなか条文の技術上、難しいということがございましたけれども、例えばこの第6号のところでは、従来は「文化の発展または教育もしくはスポーツの振興を図るために適当と認められるもの」というふうにしてございましたが、もう少し平易な表現といたしましょうか、「前各号に掲げるもののほか、生涯学習に関する活動の促進を図るために適当と認められるもの」というふうな形に変えさせていただいたところでございます。

あとは、読み替え規定その他につきましてご指摘をいただいたところでございます。それにつきましては確かになかなか理解が、条文という性質上、なかなか理解が難しいというところがございますが、法規担当とも協議した結果、やはり中野区の区の条例全体の共通の定め方というのがございまして、そういうところに従って定めているというところがございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、発言ありましたらお願いいたします。

前回は、確かにスポーツの活動というようなことが入っていて、非常に誤解を招くんじゃないかというご指摘があつて、その点はすっきりしたんじゃないかと、私個人は思いますけれども、やっぱり読み替え規定等も含めて、ちょっと一般の方というか、私もそうなんですけれども、読んだときにどういうことが定められているのかわかりにくいという点があつて、今のご説明で、条例というものの性質上、どうしても言葉を厳格に使ったりするというようなことで、全体としてわかりにくくなってしまう、やむを得ない面があるということとか、ほかの中野区の条例と、言葉の使い方や定め方とかそういうルールをこれにも当てはめてつくったので、やはり同様のつくり方でやるとこのようになったということなんですけれども。

これ以上、平易な表現とかというのは、やっていただいたけれども無理だったということではよろしいんですかね。

副参事（学校教育担当）

条例といいますのは区民の権利義務に関係するところですので、正確に、あるいは解釈に幅ができないように規定するというところでございます。そういったところで条例を法規担当とももう少しわかりやすくなるのかとか、そういうことも含めまして進めさせていただきましてけれども、条例というものの性質の限界から、正確を期すと、こういったような一般の方にはややわかりにくいような表現にならざるを得ないと。その辺はご理解いただきたいというふうに考えてございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

大分、努力はしていただいたと思うんですが、やっぱり第3条の第4項と第5項の分ける意味が、私にはちょっとよくわからないんです。第4項、生涯学習に関する活動を行う区民及びその同行者で、それらの者の半数以上が区民であるものと、生涯学習に関する活動を行う区民、何でこれを分けなくちゃいけないのか、説明を聞いてもちょっとよくわからないんですが、私も私学関係の法律や施行規則は結構、仕事柄、読む機会が多いんですが、こういう分け方はちょっと見たことがないので、法令より、法律や施行規則より下の条例は特別ですというのは、ちょっとにはわかには理解しがたいんですが、法規のほうでこれじゃないとできませんということであれば仕方がないのかなと思うんですけれども。

やはり、従来は法律というのは、専門家の人だけが読んでわかればよかったということですが、国の法律や施行規則も一般の国民が読んだらなるべくわかるようにという流れがありますので、やっぱり区としてもなるべく普通に読めばわかるというような規定というのを、ちょっと今後努力していただきたいと思います。

あと、確認なんですが、第11条のところで、第2項、「指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、委員会規則の定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。」とあるんですが、別表のところで金額が決まっていて、一般的に言うと、この上限金額でやってずっといくと思うので、一応規定しただけなのかなと。多分、この別表の金額より上の料金はとれないという理解をしているので、それでいいのかどうかと、あと第12条で、「利用料金は、指定管理者が必要と認めたときは、委員会規則の定めるところにより、減額し、又は免除することができる。」指定管理者ですから、必要と認めなければ減額しないということなので、一般的に言うと減額はしないという理解でいいのか、2点確認したいと思います。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

まず、11条の料金、別表にございますが、これを超えることはないのかというお尋ねです。これは、11条のところにも別表の限度内で利用料金を定めるということになっておりますので、これを超えるということはありません。

2番目に減免のところですが、これから事業者を募集し、さらには運営していくということではありますけれども、この減免については、恣意的な減免もできないようにまだお

示していないところがございますが、今後条例ができ上がってから委員会規則というものをつくります。その規則の定めるところで減額、免除の要件というものを定めたいと思いますので、必要がある場合には減免ということもあり得るのかなというふうに考えているところがございます。

それから、最初に委員からご指摘のあった、やはりわかりやすさというものは今後は大事であるというのはご指摘のとおりで、もちろん利用案内等についてはわかりやすくするというのももとよりですが、本来的にはそういう法令や条例も、国民、区民のためにわかりやすいという流れは十分に承知しているところがございます。

ただ、現在のところは、中野区全体の条例のやはり共通性といったようなことも考慮しなければならないというので、また、指定管理者とそれ以外ということが混在しているという理由で、やはりわかりにくいという表現になっているところがございますが、今後とも、より条例、法令が区民の方々にも身近になるように改善に努めていきたいというふうに考えてございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

すみません。質問の2番目の12条の件なんですが、委員会として教育委員会規則で定めて、恣意的な運用ができないというのはわかったんですが、指定管理者は利益というか、損をしてはできないので、基本的に減免するかどうかの権限は指定管理者に委任するという考え方だと、基本的には減免はないということでもいいんですよねという質問です。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

基本的にはおっしゃるとおりです。ただ、規則の定め方によって、この方々たちは減免しなければならないという場合には、やはりそれは規則に従って減免していただくということにはなるかと思えます。

大島委員長

どうぞ、高木委員

高木委員

すみません。規則の上位の条例で、利用料金は指定管理者が必要と認めたときは減額し、

または免除することができる」と規定するわけですから、それより下位の規則で減免しなさいというのは、法令上はできないんじゃないですかね。ただ、委員会として、法令とは別にこれは減免してくださいというのは言えると思うんですが。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

形式的にはそのようなことでございます。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。どうぞ、山田委員。

山田委員

前回、いろいろ議論させていただいて、きょうの参考の資料が出たものですから、今回のこの条例改正が、指定管理者に管理させる場合には、条例において細目にわたり定める必要があるという大きなところの流れがわかりました。

ただ、やはり高木委員がご指摘のとおり、条例がわかりにくくなっていることは事実でございますし、例えば区民が利用するときにはどのようなことで利用できるのかという、今後指定管理者が定められた後で、実際に運用するためのわかりやすいリーフレットの作成とか、そういったものは必要ではないかなと思うんですね。この条例をもとに、区民が使う場合にはこういった申請でこういった利用料金で、こういった方たちは減免できますよというようなことをわかりやすいリーフレットを作成していただいて、広報活動に努めたほうがよろしいのではないかなと思うんですけれども。そういった方向で検討していただければと思います。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

ご指摘のとおり、やはりわかりやすく、そしてなるべく利用していただくというためにも、リーフレットその他、広報には十分に努力したいと考えております。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかに質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第40号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

大島委員長

では、全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

では、私からですが、私は昨日11月26日、「なかのZERO」大ホールで行われました中野区立小学校連合音楽会の、私は午後の部に参加してまいりました。これは小学校北部15校が参加して、1日それぞれの学校の代表といいますか、代表学年の児童たちが演奏または合奏、あるいはその両方、大体合奏と合唱両方、1つの学校で行っているようすけれども、そういうことで演奏を披露すると。こういう会でございます。ただ、15校の出場予定だったんですが、新型インフルエンザの影響で結局、午前1校、午後2校が欠席と、出場できないという事態になって、13校になってしまったということでございます。

私は午後の部を拝見しましたけれども、ともかくとっても楽しかったですし、みんなの演奏、合唱も合奏も、質もとても高くてすばらしかったと思いますし、みんながすごくはつらつと演奏していたというところがすごく印象的でございます。曲目も、いちいちのご紹介はちょっと割愛しますけれども、おなじみの曲が多くて大変楽しい選曲が多かったです。

それと、衣装も工夫している学校がありまして、衣装といっても別にこのために新しくあつらえるとか、そういう意味ではないんですけれども、ある学校は上は白いもの、白いTシャツだとかシャツですとか、白い色のもので統一して、下は黒っぽいもの、黒っぽいスカートとかズボンとかでそれぞれ家庭にあるものですが、そろえるというようなことをやっていた学校もありますし、また、ある学校はすごくきらびやかな衣装できらきらなので、すごいなと思ってよく見ましたら、普通みんなそれぞれのTシャツなんですけれども、そこにカラーテープできらきら光るビニールテープみたいなものがあるんですけれども、それをいろいろ自分でデザインして張りつけたり、金のモールとか、色とり

どりのモールをそこにぶら下げたりしまして、その結果、すごくきらびやかな衣装みたいにでき上がっているという、大変それも目に楽しませてもらったりいたしました。

大変に質的にも高い演奏ですし、とても楽しい演奏で。出場したのは4年生と5年生の生徒さんたちということです。

私からは、報告は以上です。

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私は、20日金曜日に桃園小学校の研究発表に行ってきました。桃園小学校は、国語を中心にして研究していたわけですがけれども、テーマが豊かなかかわり合いを持って児童の育成と。サブテーマが、声に出して思いや考えを伝え合おうという、そういうテーマなので、非常に声に出してというサブテーマのところがわかりやすく、取り組みやすいなというふうに思ったのですが、研究発表で聞いていましたら、要するに先生方が、子どもの実態からスタートして研究を始めようという、そういうところでして、その説明が、ともかく小学校でも子どもたちが単語しか言わないと。余り説明がないと。それで以心伝心みたいに通じてしまう場面が多いということを行っているんですね。

だから、声に出して説明して伝えようということで、だから、それを聞いていて、私は、もう10年も15年も前のことを思い出したんですけれども、よく高校生がうちで、飯、風呂、金しか言わないと、流行しましたよね。小学生もそうなっているのかなと、そんな感じをつくづくしたわけですがけれども、ともかく先生方に言わせると、言葉が足りない。「ご飯」と言っても、食べるのか食べないのか、後にするのか、わからない。「ご飯」としか言わないみたいな、そういうところが非常に多いんだという話でしたね。

だから、いかにしてそれを子どもたちに話としてしゃべって相手にわかるように伝えるかという、そういうのを学校全体で、特に国語を中心に研究されたということで、非常に良かったと思いますけれども、学年全体でいろんなことをやっているんですけれども、例えば低学年だと、話す前の段階として、詩を覚える。覚えたら担任の先生や校長先生のところに来る、言うという、よその学校でもやっていますけれども、非常にそういう地道なというか、子どもが意欲的にやりそうなこともやっている。中学年だと、音読を徹底してやらせるとか、それから全体で音読集会、割といろんな集会がありますけれども、音読集会というのはおもしろいなと思いましたけれども、そういうことで国語を中心をやった。

あと、もう一つ、やっぱりこういうことが大事なのかと思ったのは、1年生から6年生まで授業を見ていると、伝えるということも、あるいは人の話を聞くということもですので、どの学年もどこのクラスも小グループに分けてグループ討論をやっているんですね。1年生から、1年生だと四、五人ずつ班になって、お店屋さんごっこをやる。何の店をつくる、ケーキ屋さんとか花屋さんとか、どんな花を置く、どんなケーキを置くとかって、みんなで相談しながら、カードに書いて張っていったり、そういうのをやっているんですね。6年生ですと未来社会ということで、これから何年後の社会はどうかということ、今、私たちの課題である、例えば福祉とか医療とか教育とか科学とか、あるいは生物とか化学なんていうのありましたけれども、いろんなことを子どもたちが何年か先にどうなっているということ予測する、それをみんな討論しながら自分の考えを述べていくという、そういうのをやっていたので、話すとか伝えるという大事な基本的なことを研究されたなというふうに思っています。

以上です。

大島委員長

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

私は、11月21日の土曜日、啓明小学校の学芸会を見てきました。啓明小学校は大和町にあります。児童数351人、全学年2クラス計12学級、区立小学校26校の平均が344人在籍なので、ほぼ平均の児童数です。昔は非常に多かったと聞いております。ただ、インフルエンザの関係で、残念ながら、6年生最後の学芸会が学年閉鎖で出演できずと。1年生から5年生までの演劇等になりました。

あと、授業時数確保のため、土曜日の保護者の方や地域の方が見るものは、待ち時間を教師と勉強。前日の学校内のやつは交互に見られるんですけども、そういった苦肉の策をやりくりをしているところです。

印象に残りましたのは、1年生が、「遠足に行くんだ」という劇をやりました。これは、私の子どもの丸山小学校の1年生と同じ劇なんですが、微妙にアレンジが違ってまして、言いにくいんですが、こっちの方がよかったですね。丸山のほうはその前に1年生、学級閉鎖が1週間ぐらい続いて、ほぼぶっつけ本番だったというのものもあるのかもしれませんが、皆さん元気よくせりふもきちっと覚えていて、よかったです。

あと、5年生の「冒険者たち、しっぽを上げよ」という演劇なんですが、これは私が実

は小学生のころにやっていたテレビアニメ「ガンバの冒険」というものの演劇で、もちろん商業演劇でも私、見たことがありますし、最近はミュージカルにもなっていて、題材としては多分お父さん、お母さんは、ああ、あれだということですぐにわかると思うんですが、なかなか非常に凝った演出でよかったと思います。ただ、例によってダブルキャスト、トリプルキャストなので、主役の子が大きくなったり小さくなったりしてというのは、ちょっとなれないとピンと来ないんですが、ただ、やはりこういった舞台の上できちっと発声をしていくというのは、コミュニケーションにもつながって、非常に学習としてはいいことだなと思っております。

続きまして、26日の小学校連合音楽会は、私も午前中のほうを見てまいりました。最初にちょっとあいさつをさせていただいて、その啓明小学校さんが6年生だけだったんですが、学芸会で広がっちゃったんですかね、4年生もインフルエンザで残念ながら休場ということでございます。あと、午前中出場の野方小学校と沼袋小学校は、それぞれの学校としては最後の連合音楽会。連合音楽会は南と北と半々なので、来年は北はありませんので、そういったちょっと意義深い連合音楽会でした。

特に印象に残りましたのは、江原小学校さんが、合唱がライオンキングで、これはエルトン・ジョンでサークル・オブ・ライフ、結構難しい曲ですね。スワヒリ語と英語のソロから入って行って、非常に難しい曲を上手に歌っていました。あと、合奏のアフリカンシンフォニーが、非常に強弱がはっきりしていて、特に打楽器が迫力があって非常に良かったです。

あと、一番最後の沼袋小学校は、人数が少ないので5、6年生が一緒ですが、それでも総勢50人と、中では一番少ない人数なんですけど、上が全員50周年記念のブルーのTシャツの軍団でそろえまして、合唱がレッツ・サーチ・フォー・トゥモローで、合奏がコパカバーナ、これも私の世代ですと、大学生のころにはやったバリー・マニロウのほうで、これもなかなか難しい曲、かなりスピードがある曲なので、小学生には難しいと思ったんですが、非常にリズム感あふれる演奏で、途中、楽器だけではなくて手拍子、足拍子も入れて、非常に感激しました。

私からは以上でございます。

大島委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

委員長と高木委員からご報告がありましたように、連合音楽会が開催されたと聞いていますけれども、実は、私は23日に休日当番医でしたので、休日当番に当たったんですけれども、22日の日の小児科標榜医も、来院者が86、23日の私のところが76ということで、朝8時半から始めてということだったんですけれども、その中にもやはり、23日は北のほうの医療機関はなかったものですから、啓明小学校の在籍の方とか、江古田、武蔵台、たくさん来られまして、多くはインフルエンザでございました。ですので、多分音楽会とか、大きな行事ができないんじゃないかなというふうに予測はしておりました。

そんな中ですから、やはりこの秋から始まったインフルエンザのこの流行は小児科の医療機関を中心に、かなり今、混雑をしていると。その余波で、実は中野区がやっております、いわゆる健康診断ですね、健診というのが非常に受診率が下がっております、話を聞きますと、受診票は来ているんだけど、インフルエンザにかかるといけないので、今は行きませんという方が多いので、非常にそういう事態が起きているということがあります。

そういった中で、25日でしたか、保健所長と医師会とで最終的に新型インフルエンザワクチンの集団接種について、最後の調整を行いました。きょう東京都でプレス発表をするということでございますけれども、地区によっては集団で予防接種をしようという動きが出ておまして、中野もそれに漏れず開催をすることにいたしまして、来週月曜日には学校を通じて保護者の皆さん方にお知らせする予定でございます。規模的には、現在小学生は中野区で約9,000人いらっしゃるわけですが、東京都は前倒しして小学校6年まで接種可というふうになったんですけれども、急性には対処できかねるので、今回の予防接種の大きな意味は重症化を防ぐということでございますので、低学年ほど重症化が進んでいるということを考えまして、対象は小学校1年、2年、3年の方たちということで、それでも4,500という数が上がってまいります。大体、私が学校医をやっているところも含めて、もうかかってしまったお子さんが2割から3割いるだろうということを考えますと、対象になる方は約3,000ぐらいではないかなと思うんですね。

今までの予防接種の接種率は大体50%強でございますので、その50%をカバーすることになりますと、1,500という数が上がってきますので、実は12月の日曜、祝日を使いまして3回を予定し、1回に500ということで1,500ということで、薬液が確保できたので、ゴーサインということで行いたいと思っております。

場所でございますけれども、保健所を予定したんですけれども、保健所ですと、打った

後の観察をするという場所がなかなか確保できないということもありましたので、保健所長からの許可を得まして、私たちの医師会館を使いまして、医師会館の1階、2階、3階がありますので、フローア的には大丈夫だろうということでもありますので、そういったことでやっていきたいと思っています。

なお、2回接種が原則ですので、1月も同じように3回の日曜日の枠を一応押さえてやりたいと思っています。30日に保健予防のほうから教育委員会の担当に協力をお願いしまして、各学校から保護者のほうに通知をするというふうにしたいと思っています。

ただ、やはり日曜日に開催するということと、お金を集めなきゃいけないんですね。実は3,600円でございますね。中野区は、1回当たり2,000円の補助ということで、補助券が20日に発送しておりますので、該当している保護者にはもう届いているかと思うんですけども、それを利用していただいても1,600円という額がありますので、これを預からないといけないという事務の業務もありまして、今、鋭意、人的パワーをどのようにするか、最終的な詰めをしているところであります。

ぜひ、30日から該当する保護者の方たちに周知させていただきたいと思いますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、それと同時に、個別で医療機関でやる接種も行っておりますので、並列していければ、多くの子どもたち、中野の子どもたちは接種の機会を得るのではないかなと思っています。

私からは以上です。

大島委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

今、お話がいろいろありましたように、新型インフルエンザによります学級閉鎖、学年閉鎖等、一時少し減ったかなというところだったんですけども、また結構出ておりまして、きのうの現在できょう10の小学校が、学級閉鎖・学年閉鎖を行っております。今後、いろいろどのような形で、このことによります影響、学習のおくれでありますとか、さまざま問題が出てまいりますので、カバーしていくか、いろいろ検討しなければならないというふうに思っております。

私からは以上でございます。

大島委員長

では、ただいまのそれぞれの委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言ありますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

今の山田委員と教育長からお話があったインフルエンザの件なんですが、おかげさまでうちのほうには、補助券、到着しました。補助券自体は6年生の分ももう来ております。下の子はインフルエンザにもうかかっていますので、それはちょっとパスと。その次、年明けに5年生の子のタイミングを見てやらせようかなと思っております。

子どもが行っている小学校のほうでは、やはり授業時数が足りなくなりそうということで、ちょっと授業時間を少し延ばしたり時間を足したりで、頑張って登校日はなるべくふやさない方向でやっていますが、今後また学級閉鎖等がふえるとちょっとわからないですよ。各学校、ただ、苦勞しながら、なるべく日常生活に影響が出ないように頑張っているようなので、そこら辺も、ただ教育長がおっしゃるように、先がわからないので、もしこれが悪化するようだと、また教育委員会でも審議をしなければいけないかなと思っております。

以上です。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

インフルエンザの話でちょっとお聞きしたいのは、桃園小学校に研究発表に行って、校長先生と話したんですが、授業時数、日数が足りなくなるので冬休み等をやりたいということをしてPTAに話しかけたと。もう進んでいるわけですね。だから、そういう動きがどここの学校もあるのかどうかということ、ちょっと簡単でいいですから。

もう一点は、そのとき校長先生が予期しなかったことが出てきたと言われて言ったことは、給食をやってくれるんですかと保護者から言われたということで、回数がオーバーしちゃうんですよ、年間回数が。その時の処置がどうなるのかと心配していましたけれども、そういうことを含めてどこまでお考えかなということ、わかったら教えてください。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

前回にもご報告いたしましたけれども、各学校、今いろいろご努力いただいています。学校が丁寧に計算をして、今、現時点で何時間足りないとか、それから今後どれぐらい予想されるかとか、最大限の今、努力をしていただいているところですので、ただそれも限界があるということは前にお話ししたとおりでございます。

学校教育担当

給食のことは、やはり調理委託業者ですので、最初の契約とかいうこともあろうかと思えます。それにつきましては具体的に なりまして協議させていただきたい。なかなか難しいんじゃないかなとは思いますが。

飛鳥馬委員

桃園さんの場合には、業者が快く協力してくれると言ったと言っていましたけれども、お金の件もありますから、その辺のいろいろ、細かいことはあるだろうと思えます。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

やはり、多くの学校で学級閉鎖なり学年閉鎖、場合によっては学校閉鎖もあったので、やはりそういった子どもたちの活動がかなり制限されてしまったのを、どのように今後取り戻すかというのは大変なことだと思うんですね。

ただ、気をつけなければいけないのは、冬休みとか何かを使うといっても、ある程度は集団の規模を維持しないと、安全の面のこともありますので、その辺も十分配慮していただければと思うんですね。余り少人数だけでということになると、セキュリティの問題もありますし、そういったことを十分配慮していただいて、学校側もやっていただければと思います。

給食は、できれば努力義務でしょうけれども、なかなか難しいのかなと思えます。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうかね。

いろいろインフルエンザで生徒さんへの学業への影響とか生活面での影響とか出てきておりまして、非常に心配ですが、今のお話でインフルエンザ集団接種といいますが、補助券も配られて接種できるようにという体制も整いつつあるということでございますので、先日、バイアルが大きくて無駄になる心配があるというようなお話も伺っていたので、せっかくの予防接種、無駄にならないで活用していただいて、これ以上広がらないようにと

いうことを願うところでございます。

ほかにご質問等がなければ。

では、次に移ります。

では、事務局報告をお願いいたします。

<事務局報告事項>

大島委員長

初めに、中野区地域スポーツクラブ設立基本計画についての報告をお願いいたします。

どうぞ。

副参事（生涯学習担当）

中野区地域スポーツクラブ設立基本計画について、ご報告を申し上げます。

これは、現行の「新しい中野をつくる10か年計画」に基づきまして、こういうものをつくるということになっていたものでございます。これは平成20年3月に中野区の地域スポーツクラブ構想を策定いたしまして、この構想を実現するために組織、運営等につきまして、基本計画を取りまとめた。以前、案をお示ししていたんですが、このたび、この「案」をとると言うことになりましたのでご報告申し上げる次第です。

策定の経過でございますけれども、中野区地域スポーツクラブ設立基本計画案というのが7月に策定をいたしまして、7月31日に教育委員会にもご報告を申し上げているところでございます。

それ以降、さまざまところでこの案について、区民のご意見を聞いてきたということございまして、第1番目の拠点であります仲町小学校の跡地の近隣住民説明会でありまして、PTA連合会、それから独自に区民意見交換会というものも3回やっているわけなんですけれども、それから体育指導委員会、定例校長会、それから仲町小学校跡施設の開設準備協議会というのもありました。それから体育協会、それから町会連合会等にご説明をいたしました。ご意見もさまざまちょうだいいたしたところでございます。それから、ホームページにも掲載をいたしました。

その結果、さまざまご意見、あるいはこれがよくわからないので教えてくれというような、そういうご質問が寄せられまして、あるいはご提案、こういうことをやったらどうかというご提案が寄せられました。

ただ、この計画案について、基本的に変えなきゃならないというような、そういうような意見はなかったもので、基本的には「案」、余り大きな変更はないということで「案」を

とるということにしたわけですが、ただ1点、3番目なんですけど、「新しい中野をつくる10か年計画」の作成作業の中で、若干状況が変わってきたということがございます。それは、地域スポーツクラブというのは学校施設を使って、4カ所拠点施設をつくるんですけども、それはすべて、すこやか福祉センターとの併設ということを考えていたんですが、どうも今まで決まっていなかった鷺宮地域、これは併設にならない可能性も出てきたということでございます。併設であろうとなかろうと、すこやか福祉センターとの連携はきちんとやっていくということは方針としてはありますので、そこの辺がきちんとわかるような、誤解のないような表現に改めたということでございます。そこのところは表現を大きく変えたという点でございます。

あと、お手元に基本計画の冊子もつけてあるかと思うんですけども、10ページに概念図があるんですが、概念図はかなり前に出したものについては、ここのところは委託だとか、そういうところは細かいところまで入っていたんですけども、これは検討の中でいろいろと動く可能性もありますので、かなり大ざっぱなものといえますか、そういうものに変えてございます。これから検討の中で、細かいところまで決めていくというようなことになるかと思えます。

意見交換会等におけます主な質疑、意見、回答につきましては、別紙にまとめてございますので、お読み取りいただきたいと思えます。この教育委員会においては、さまざまご意見をいただいた中で、例えば組織がどうもわかりにくいと。そのときには運営協議会というような名前を出したんですけども、これも運営に参加するみたいにとれると。これは別のところからもご指摘されて、理事会があって、事務局があって、運営協議会というのがあると。一体この関係はどうなっているんだなんて、そういうふうなご指摘もありますので、こういったことにつきましては別に詳細を決めて、QアンドAのような格好になるかと思えますけれども、別にお示ししたいというふうに考えてございます。

それから、ここでいろいろご提案をいただきましたことはあるわけですし、例えば地域にさまざま自主的に活動しているスポーツ団体はあるのではないかと。そういったものをうまく活用したらどうかというようなご提案があったわけなんですけども、そういうものは、これから具体的に事業を組み立てる中で取り入れていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

この運営についての意見等に対して、教育委員会の見解、回答というのがありますが、対照になっているんですけども、さっと見て、その中に、例えば1番のところで言いますと、介護予防事業の場合に実績が上がっていない点がほかの地域で見受けられるのもある、というふうな表現があるんですね。それから、15番のところもそうなんですね。地域スポーツクラブの中にうまくいってない例もあると聞いています、という質問に対して、ほかの自治体スポーツクラブの中に苦労しているところもあると思いますが、というふうに言っているんですが、この辺のところはどの辺まで分析ができていて、乗り越えるノウハウといいますか、何か考えられることはどんなふうにとらえているんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

まず、1番のほうです。これは仲町小学校の周辺の住民への説明会の中で出てきたことでして、教育委員会はもちろんこういう回答をしているんですけども、ここには保健福祉部の実は職員も出てきていまして、そこと交互に答えたということで、まとめてみるとこんなものになったということです。やっぱり介護予防事業というのは必要であるし、こういったものを保健福祉の側としても、ぜひ地域スポーツクラブに委託するような方向で考えていきたいというような話があったんですけども、その中で介護予防参加者についてどんな状況かというのを聞かれた場合に、うまくいっているところもあるし、余り参加者の数がいま一つのところもあるという、そんなような話があったわけです。

それにつきまして、保健福祉のほうも、何とか参加者をふやすという、そういう努力をしていくということを考えておりますし、それから地域スポーツクラブを通じてこれを実施するというのが、この介護施策の一つになるのではないかとというようなことを考えて、このような回答になったわけでございます。

それから、15番ですね。こういったような質問が出されたんですけども、これは我々が把握している、この周辺で把握している例なんかでも、地域スポーツクラブをつくったんですけども、実際にほかの自治体というのは拠点を持っていないものですから、非常にやる場所に苦労をしているとか、あるいは組織がNPO法人みたいな格好でやっている、

あるいは法人格を取っていないところもありますので、どうも中心になってくれる人が、息が切れちゃってうまくいっていないところがあるというようなことは聞いております。その点は、中野区の場合は一般社団法人を立ち上げるということで、そういった心配はないだろうと。あるいは拠点施設も持ってスタートするというので、そういう心配はないであろうというふうに考えてはいるわけです。

そんなようなことを含めて、こんな内容の回答になったという次第でございます。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

少し補足しますけれども、今、介護保険下での要介護認定の状況は、なかなか介護認定審査会において審査をするんですけれども、最初にケアマネ等が在宅の方たちといたしますか、利用者さんのところに出向いて行って調査をするんですね。聞き取り調査であったり、最近は実地調査もあるんですけれども、そういうことの判定と、あとは介護認定審査会でドクターの意見書を踏まえての認定をするんですけれども、やはり介護認定がなかなかハードルが高くなっていて、予防給付的な支援という方たちがふえているんですね。そういう方たちのメニューをつくるのは包括支援センター、区内4カ所だったかな、あるんですけれども、そちらのケアマネージャーさんがつくるんですけれども、その中のメニューの一つに介護予防ということで、例えば筋力アップということの視点の中でやっついこうということなんですけれども、実際にはやられているところは非常に手狭な施設で、いろんな機械だとか、例えば、じゃあ少し歩きましょうと言っても歩くようなスペースもないということですから、なかなか事業展開、今できていない状況だと思うんですね。

そういった中では、仲町小学校であれ、小学校跡地ということであれば、ある程度の機械面、それから施設面でのいろんなメニューができるということになると、もう少し事業展開がしやすくなるということで、そういった意味で地域型スポーツクラブがそれに関与していくことは非常に意義があることではないかなと思うんですけれども、その辺のメニューのことはケアマネージャーさんと十分に事前にお話し合いをして、こういったことができるということを入れておかないとできないかなと。それから、その中にはやっぱり専門家の、例えばスポーツトレーナーなどのアドバイザーもいると思うので、そういった意味では、要するに介護保険というのは介護にならないようにする保険という理解のほうがいいと思うんですね。予防が大切だという視点でやらなきゃいけないと。そのためには、

この介護予防の事業というのはこれから大きなテーマじゃないかなと思うので、それに地域型スポーツクラブがかかわるのは、僕は非常にいいことだと思いますし、そこは十分すり合わせたメニューをつくっていただきたいと思います。

ただ、先ほどのご説明では、どうも10か年の計画の中で、地域型スポーツクラブは教育委員会の所管ですけれども、すこやか福祉センターもしくは子ども家庭支援センターの地域型でしたっけ、要するに区がこれから、この区内4カ所の拠点をどのように展開して、どのような区民サービスに努めていくのかという大きな視点を、もうちょっと区民に知らせないといけないんじゃないかなと思うんですね。おのおの独立してやっているように見えるので、どうも近くの区民の方たちの説明についても、今後区としては、区役所が1カ所あって、これは中央ですけれども、あと4カ所を使ってこういう住民サービスに取り組むんだというような姿勢をもっとしっかりやらないといけないんじゃないかなと思うんですね。それが揺らいではいけないんじゃないかなと思うんですよ。こういうことを、予算がとかお金がということじゃなくて、こういう視点があるので、皆さん最初にここでモデル的にやるわけですね。そういったこと、もうちょっと、どうも広報が下手なんだなと僕は思うんですね。どうも、独立していろんなことをやって、集約するところがないからそうなるんじゃないかなと思うので、ぜひその辺は教育委員会がイニシアチブをとってこういうふうやっていくんだということがないと、逆に参加する区民の集客ができないんじゃないかなと思うんですね。

そういった中では、地域型スポーツが起爆剤になって、いろんな区民が交流できるようなことを考えていくことが僕は大切なんじゃないかなと思うんですけれども、そういった視点が大切なんじゃないかと。いかがでしょうか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯教育担当）

そのとおりであるというふうに思っておりますし、それから、この地域スポーツクラブの一つの役割がそういったものであるというふうに、私どもも考えております。

併設であろうとなかろうと、やはりそういったところとしっかりと連携をしてやっていくんだということは、やはりしっかりと区民の方にも説明していきたいし、これが、仲町が開設されれば、ここを一つのモデルとして成功例としていきたいと。これはたまたま併設ですけれども、併設でなくてもこういうことはやっていけるんだということは示してい

きたいと考えております。

大島委員長

ほかにごぞいますでしょうか。どうぞ、高木委員。

高木委員

すみません、単純な質問なんですけど、運営についての意見・質問の17番、「学校を卒業すると運動能力が落ちる。また、定年を迎えると運動能力が上昇する。」すみません、大変不勉強で申しわけないんですけど、定年を迎えると運動能力って上昇するんでしょうか。これは質問なので、質問に対しての、どういうニュアンスなのか、ちょっとわかる範囲で。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

これはちょっとまとめ方が悪かったかと思うんですけども、学校に行っているときは運動部活動をやるとか、あるいは授業でスポーツをやるという機会があると。ところが卒業してしまうと、意識してスポーツをやる人以外はスポーツをやらなくなることもあるということですね。定年を迎えると、また自分の体力とか健康が気になってスポーツを始める人が多いというような趣旨の質問だったわけなんですよ。

そういう、卒業した人というのは、学校を終えて社会に入ってしまったって、運動を余りやる機会がなくなった人たちについて、スポーツクラブはしっかりとフォローしてもらいたいと、そんなような内容の質問でございました。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

さっき山田委員が言われたこととの関連なんですけれども、この介護予防ですね。元気で予防したほうがいいと思うんですけども、そのためにスポーツをやる機会があればいいということになると思うんですけど、どこまで介護予防、こういうスポーツクラブに参加してもらおう人たちをどこまでターゲットにするかということがあるんじゃないかと思うんですね。

今、説明があったように、定年後、運動をやりたい人は、放っておいたって好きな人はどんどん行くし、こういう施設がなくてもプールでも何でもやると思うんですよ。ジョギングでも、朝走ったり、夜走ったり。それはそれでいいんですけども、介護予防をとい

うので言えば、もうちょっと運動が苦手で、体を動かすのはおっくうなんだけどなという人が出てくると、介護予防に効果があるのかなと思う。

うちの春日部のあたりの老人のやるのを見ていると、やっぱり運動ができるからというのが1つあると思うんですが、それ以外に、そこに行くと仲間がいるとか、お話ができるとか、料金が安いとか、そこでちょっとお茶でも飲みながら座る場所があって懇談ができると、そういうのを求めている人が多いのではないかという気がするんですよ、いろんな場面で。そんなに運動は好きじゃないけれども、コーラスに行っても絵でもそうらしいですけれども、お年寄りのやっているものというのは、大体、そこへ行くと友達がいるから、会えるんだよ、話ができるんだよという、うちの姉なんかもそうなんだけれども、行くんですね。

だから、そこまで地域スポーツクラブ、そういう人までもターゲットにするかどうかは問題なんです、それはちょっと保健福祉部ですよとなればまた違うことになるので、そういういろんなことを考えて。

大島委員長

生涯学習担当、どうぞ。

副参事（生涯学習担当）

今、ご指摘のあったような点、それは私どもとしても考えていることでございまして、スポーツクラブそのものは施設的にそれほど余裕はないんですけれども、談話室みたいなものを設けてはあります。ただ、少なくとも仲町小学校跡地施設については、これはすこやか福祉センターと併設であるというわけです。そうしますと、そのすこやか福祉センターの会議室も使えるだろうと。そうしますと、そういったお年寄りの集まって会話したりするというような、そういう事業を、やはりすこやか福祉センター等と共催してやることのできるのではないかと、そういうことは目指していこうというふうに考えておりますので、まことにご指摘のとおりかと思っております。

いろんなレベルがあると思うんです。運動するレベルもあれば、来て何となくみんなとお話をしたいというレベルもあると思うんですが、地域スポーツクラブは一応会員制ですので、会員としてのお金をとって集まっていただくわけなんですけれども、その中で、スポーツをした後に会話を楽しみたいという方については、何らかのそういうような連携した対策を講じていきたいなというふうに考えております。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

区民視点から考えますと、例えばこの仲町のところに行ったら、例えば共有スペースがかなりあって、一方では子どもの相談ができる地域子ども家庭支援センターがあって、一方ではすぐに運動ができる施設があって、一方ではお年寄りの方たちが集まるようなところがあってというような考え方でいくと、そこの全部統括するようなマネジメントとか、そういう方がいて、いろんなことをキャッチアップできるようなことができれば理想かなと思うんですね。例えば、お母さんがお子さんを連れてきていろんな相談を受ける。そのときに、お母さんがちょっと体を動かしたかったら使えるとか、それが今度は福祉の面からいけば、いろんな相談に来ただけけれども、ちょっと体を動かすことでスポーツセンターを利用できるとか、そういった機能があれば、まさしく乳幼児からお年寄りまでということになるかと思うんですね。

そのぐらいの大きな視点で、区民視点でどなたかが真ん中で考えまないと、この施設はうちだからこういうようにやるとかいうのではなかなかできないのかなと。そういうような議論はされているんじゃないかなと思うんですけれども。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

そういう点につきまして、今、保健福祉部ともさまざまに意見交換をしております、小さいお子さんを持った方々が来た場合に、何かそれをスポーツクラブにつなげるようなこともこれから考えていこうではないかというような話はしておるわけでして、そういうことも地域スポーツクラブの重要な役割だと考えております。まだ、具体的にどういふことをやるかまでは何とも言えないんですけれども、親子体操教室みたいな催し物を一緒にやってみるとか、そういったことは考えられるのではないかと考えております。

山田委員

そういったことを考えますと、例えば地域型スポーツクラブは委託する社団か何かあるとか、おのおの母体が変わりますよね。その辺の横の風通しですね。それも考えなければいけないんじゃないか。それはかなり大変なことだと思うんですけれども。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

確かに所管も違って、横の意思疎通というのはなかなか難しいかと思うんですけども、もちろん同じ併設施設である以上は、きちんこの中の全体の運営についての協議会みたいなものも多分必要だと思いますし、定期連絡会議みたいなものも必要だと思いますし、実際に事業を連携してやる中で意思疎通というのはできてくるものだろうというふうに思っております。さまざまな方向でもって意思疎通を図っていく。共同してやっていけるような方向を目指したいと、そのように考えているわけです。

大島委員長

ほかによろしいでしょうか。

私個人の希望を言わせていただくと、今、お話が出たような、全区民的ないろんな健康面からのサービスができるような機能を持つようになると大変よろしいんじゃないかと。ちょっと今すぐに、具体的にどういうものということまでは、もちろんまだ固まっていないと思うんですけども、特に介護の予防といいますか、テレビなんかで前に見たんですけども、ある村で保健師の方が中心になって、まだ比較的元気なお年寄りの方に筋力の落ちるのを予防するための運動を指導していると。大変筋力が上がったと。すると、転倒防止にもなりますしということで、何かそのような指導をするような、老人の方に来ていただいてというのは、大変これからの社会にいいんじゃないかと思しますので、今後、ちょっとそういうところも念頭に置いて工夫していただけたらという希望がございます。

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

立ち上げてすぐにあれもこれもというわけには、もちろんいかないかと思うんですが、保健福祉部とは、併設施設の利点を生かしまして、きちんとそういった事業を連携してやっていこうというような話し合いはしております。できるものから手がけていきまして、介護予防というのは、保健福祉部としてはやはり1つの課題ではありますので、それをぜひお願いしたいというような話がありますので、そういうものからさらに発展させて介護予防、さらにこういったようなお年寄りのそういった健康維持のための事業ということも、将来的には考えていけたらと思っております。

大島委員長

では、そういうことで。

では、事務局からそのほかに報告事項はございますでしょうか。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、傍聴の皆さんに12月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。

来週12月4日金曜日は、教育委員全員が「哲学の庭」除幕記念式典及び記念昼食会に出席するため、教育委員会の会議は休会といたします。再来週12月11日金曜日、その次の12月18日金曜日は、いつものとおり教育委員会の会議を開会する予定です。

したがいまして、12月の教育委員会の会議は12月11日と18日の2回で、18日が年内最後の教育委員会の会議の予定です。

これもちまして、教育委員会第40回定例会を閉じます。

午前11時05分閉会